

2025 年 2 月 21 日  
オリーブ少額短期保険株式会社

令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による  
災害等に対する金融上の措置について

この度の「令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害等」により災害救助法が適用された新潟県内の被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では、この度、災害救助法が適用された地域の契約者様のご契約につきまして、お申し出により、下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込について猶予する期間を最長 6 か月まで延長いたします。

2. 保険金等支払請求の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、下記の内閣府 WEB サイトをご参照くださいませ。

内閣府：[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

以上

◆本件に関するお問い合わせ  
オリーブ少額短期保険株式会社  
お客様窓口  
TEL：0120-607-205